

# 第3次沖縄県観光振興計画（素案） 新旧対照表

平成20年1月  
沖縄県

(旧)第2次観光振興計画計画(平成17～19年度)	(新)第3次沖縄県観光振興計画(案)(平成20～23年度)	備考
<p>目次</p> <p>第1章 計画作成の基本的考え方</p> <p>1 計画作成の意義</p> <p>2 計画の性格</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画の目標</p> <p>5 計画実現に向けた役割分担</p> <p>第2章 沖縄観光の現状及び課題</p> <p>1 観光立国に向けた国の取り組み</p> <p>2 <u>沖縄観光の動向</u></p> <p>3 <u>県内観光産業の現状</u></p> <p>4 <u>観光の経済波及効果</u></p> <p>5 観光振興指標の実績</p> <p>6 沖縄観光の課題</p> <p>第3章 観光振興の基本方向</p> <p>1 国際的海洋性リゾート地の形成</p> <p>2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進</p> <p>3 コンベンション・アイランドの形成</p> <p>4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化</p> <p>5 産業間の連携の強化</p> <p>第4章 観光振興施策の展開</p> <p>1 国際的海洋性リゾート地の形成</p> <p>(1) 観光地の魅力の増進</p> <p>(2) 観光客の移動の円滑化</p> <p>(3) 公共施設の整備</p> <p>(4) <u>自然観光資源の保全・活用</u></p> <p>2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進</p> <p>(1) 健康保養型観光の推進</p> <p>(2) エコツーリズムの推進</p> <p>(3) グリーンツーリズムの推進</p> <p>(4) 文化交流型観光の推進</p>	<p>目次</p> <p>第1章 計画作成の基本的考え方</p> <p>1 計画作成の意義</p> <p>2 計画の性格</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画の目標</p> <p>5 計画実現に向けた役割分担</p> <p>第2章 沖縄観光の現状及び課題</p> <p>1 観光立国に向けた国の取り組み</p> <p>2 <u>沖縄観光を取り巻く動向</u></p> <p>3 <u>沖縄観光客満足度調査</u></p> <p>4 観光振興指標の実績</p> <p>5 沖縄観光の課題</p> <p>第3章 観光振興の基本方向</p> <p>1 国際的海洋性リゾート地の形成</p> <p>2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進</p> <p>3 コンベンション・アイランドの形成</p> <p>4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化</p> <p>5 産業間の連携の強化</p> <p>第4章 観光振興施策の展開</p> <p>1 国際的海洋性リゾート地の形成</p> <p>(1) <u>観光まちづくりの推進</u></p> <p>(2) 観光地の魅力の増進</p> <p>(3) 観光客の移動の円滑化</p> <p>(4) 公共施設の整備</p> <p>(5) <u>持続可能な観光地づくりの推進</u></p> <p>2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進</p> <p>(1) 健康保養型観光の推進</p> <p>(2) エコツーリズムの推進</p> <p>(3) グリーンツーリズムの推進</p> <p>(4) 文化交流型観光の推進</p>	

- (5) 体験滞在・交流の推進
  - 3 コンベンション・アイランドの形成
    - (1) コンベンションの誘致等
    - (2) コンベンション機能及び受入体制の充実
  - 4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化
    - (1) 観光客受入体制の確保
    - (2) 沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進
    - (3) 観光の利便性の増進
  - 5 産業間の連携の強化
    - (1) 沖縄土産品の魅力の向上
    - (2) 県産食材の安定供給体制の強化
    - (3) 観光関連サービス業の育成と連携の強化

- 第5章 観光振興地域
  - 1 観光振興地域指定の基本的考え方
  - 2 観光振興地域の区域
  - 3 観光振興地域整備の基本方向

- (5) 体験滞在・交流の推進
  - 3 コンベンション・アイランドの形成
    - (1) コンベンション等の誘致
    - (2) M I C E 機能及び受入体制の充実
  - 4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化
    - (1) 観光客受入体制の確保
    - (2) 沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進
    - (3) 観光の利便性の増進
  - 5 産業間の連携の強化
    - (1) 観光土産品のブランド力確立
    - (2) 観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進
    - (3) 観光との連携による関連産業の振興

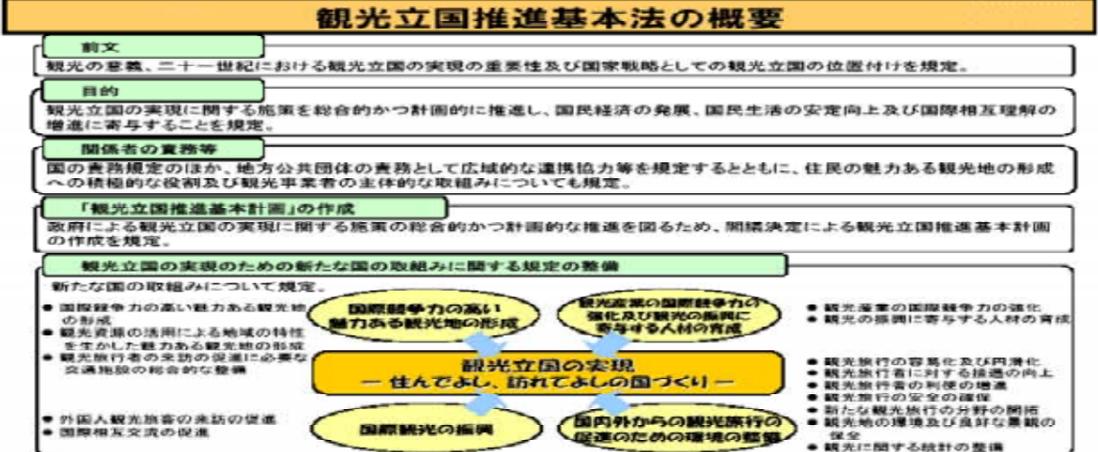
- 第5章 観光まちづくりの推進
  - 1 圏域ごとの観光まちづくりの基本方向
  - 2 観光まちづくりの取り組みの推進

- 第6章 観光振興地域
  - 1 観光振興地域指定の基本的考え方
  - 2 観光振興地域の区域
  - 3 観光振興地域整備の基本方向

(旧)第2次観光振興計画計画(平成17～19年度)	(新)第3次沖縄県観光振興計画(案)(平成20～23年度)	備考
<p><b>第1章 計画作成の基本的考え方</b></p> <p><b>1 計画作成の意義</b></p> <p>本年は、沖縄振興計画の下、自立的発展に向けた新たな沖縄振興の取り組みが開始されてから3年が経過し、観光リゾート振興施策の短期の具体的な実施計画である本計画について第2次計画が開始されるとともに、これまで実施してきた観光振興のための諸制度を点検する節目の年である。</p> <p>本県の観光は、<u>イラク戦争や SARS 等の国際情勢及び全国的な景気の低迷からの回復の兆しや昨年相次いだ自然災害など国内の社会経済情勢の影響を受けるとともに、海外リゾート地との競争が激化する中、美ら海水族館等新たな沖縄観光の魅力の創出や誘客プロモーションの展開などにより入域観光客数は順調に増加したものの、観光客の県内消費額は伸び悩んでいる。観光収入は入域観光客数の増加に支えられて回復基調にあり、平成14年度県民所得統計における県外受取に占める観光収入の比率は15.2%を占めており、沖縄県経済において旅行・観光産業は重要な位置を占めている。</u></p> <p>また、観光・リゾートは経済的な効果だけではなく、観光振興への活用を通じた豊かな自然や生活環境の保全、伝統文化や芸能等の保存・育成及びこれらに対する県民意識の高揚や県民の豊かな心の形成にも大きく寄与している。</p> <p>観光は今後も本県において最も競争力を有する産業分野として、また、製造業や農林水産業をはじめとする他産業への波及効果が大きい総合産業として、さらにダイナミックに発展し県経済全体を力強く牽引していくことが求められている。</p> <p>本計画は、このような背景を踏まえ、沖縄振興計画に基づき「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」の実現に向けた観光振興施策の基本方向及び具体的施策を定め、「観光立国」に向けた取り組みを強化している国や特色ある地域づくりや観光誘客を進める市町村、関係団体、観光業界等との連携により諸施策を戦略的かつ重点的に推進しようとするものであり、ここに計画作成の意義がある。</p> <p><b>2 計画の性格</b></p> <p>この計画は、沖縄振興特別措置法第6条に基づく観光の振興に関する計画で、沖縄振興計画における観光・リゾート振興施策の短期の具体的な実施計画である。</p>	<p><b>第1章 計画作成の基本的考え方</b></p> <p><b>1 計画作成の意義</b></p> <p>本年は、沖縄振興計画の下、自立的発展に向けた新たな沖縄振興の取り組みが開始されてから6年が経過し、観光リゾート振興施策の短期の具体的な実施計画である本計画について第3次計画が開始される節目の年である。</p> <p>本県の観光は、<u>国内や海外リゾート地との競争が激化する中、美ら海水族館の開館や沖縄型特定免税店の空港外施設の開業等新たな沖縄観光の魅力の創出や誘客プロモーションの展開及び沖縄人気の高まりなどにより入域観光客数は順調に増加したものの、観光客の県内消費額は伸び悩んでいる。観光収入は入域観光客数の増加に支えられて回復基調にあり、平成16年度県民所得統計における県外受取に占める観光収入の比率は15.6%を占めており、沖縄県経済において旅行・観光産業は重要な位置を占めている。</u></p> <p>また、観光・リゾートは経済的な効果だけではなく、観光振興への活用を通じた豊かな自然や生活環境の保全、伝統文化や芸能等の保存・育成及びこれらに対する県民意識の高揚や県民の豊かな心の形成にも大きく寄与している。</p> <p>観光は今後も本県において最も競争力を有する産業分野として、また、製造業や農林水産業をはじめとする他産業への波及効果が大きい総合産業として、さらにダイナミックに発展し県経済全体を力強く牽引していくことが求められている。</p> <p>本計画は、このような背景を踏まえ、沖縄振興計画に基づき「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」の実現に向けた観光振興施策の基本方向及び具体的施策を定め、「観光立国」を推進している国や特色ある地域づくりや観光誘客を進める市町村、関係団体、観光業界等との連携により諸施策を戦略的かつ重点的に推進しようとするものであり、ここに計画作成の意義がある。</p> <p><b>2 計画の性格</b></p> <p>この計画は、沖縄振興特別措置法第6条に基づく観光の振興に関する計画で、沖縄振興計画における観光・リゾート振興施策の短期の具体的な実施計画である。</p>	<p>時点修正</p> <p>文言整理 時点修正</p> <p>文言修正</p>

<p>3 計画の期間 この計画の期間は、平成17年度から平成19年度までの3か年とする。</p> <p>4 計画の目標 この計画は、沖縄振興計画において実現を目指す「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に向け、第1次計画の実績を踏まえて受入体制の一層の強化を図るとともに、観光資源のさらなる魅力向上、旅行目的・形態の変化に対応した沖縄観光の新たな魅力づくりに取り組み、今後とも、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業として一層成長・発展していくための基盤づくりを図ることを目標とする。 また、計画の進捗状況や施策効果等を踏まえ、適切なフォローアップを実施するため、各施策の目標値となる基本的な指標を設定する。</p> <p>5 計画実現に向けた役割分担 （「沖縄県観光振興基本計画」(平成14年5月)より) (1) 県民の役割 県民一人ひとりが本県の自然や歴史、文化等観光資源への理解を深めるとともに、「イチャリバチョーデー」の気持ちで本県を訪れる観光客に対して思いやりの心を持って温かくもてなすことが重要である。 また、観光・リゾート産業が本県経済に及ぼす効果が高く、本県のリーディング産業であることをより一層県民が理解、認識し、また、県民にとって住み良い美しいまちづくりが、本県を訪れる観光客にも満足度を高めるとの認識に立ち、「美ら島」づくりに向け県民一人ひとりが積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>(2) 観光・リゾート業界の役割 観光・リゾート関連産業従事者は、時代の変化や観光客の多様なニーズに的確に対応した受入体制の整備や顧客サービスの向上に努めるとともに、ニーズに即した県産品の提供等、観光客が快適で満足できるサービスを提供することが重要である。 そのためには、観光・リゾート関連産業を担う人材の育成・確保はもちろん、産業間の連携・協力を図りながら、地域と一体となった魅力ある観光・リゾートづくりを行うことが重要である。 また、自然資源や歴史、文化資源等の保全と育成に留意しつつ、これらを貴重な観光資源として積極的に活用していくことが重要である。</p> <p>(3) 市町村の役割 市町村においては、地域の活性化・振興の観点から各々の地域に存在する地域資源の保全と育成に努めつつ、これらを観光資源として活用し、また、地域との調和を図った観光関連施設の整備、地域の個性を生かした誘客活動等を積極的に</p>	<p>3 計画の期間 この計画の期間は、平成20年度から平成23年度までの4か年とする。</p> <p>4 計画の目標 この計画は、沖縄振興計画において実現を目指す「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に向け、第2次計画の実績を踏まえて受入体制の一層の強化を図るとともに、観光資源のさらなる魅力向上、旅行目的・形態の変化に対応した沖縄観光の新たな魅力づくりに取り組み、今後とも、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業として一層成長・発展していくための基盤づくりを図ることを目標とする。 また、計画の進捗状況や施策効果等を踏まえ、適切なフォローアップを実施するため、各施策の目標値となる基本的な指標を設定する。</p> <p>5 計画実現に向けた役割分担 （「沖縄県観光振興基本計画」(平成14年5月)より) (1) 県民の役割 県民一人ひとりが本県の自然や歴史、文化等観光資源への理解を深めるとともに、「イチャリバチョーデー」の気持ちで本県を訪れる観光客に対して思いやりの心を持って温かくもてなすことが重要である。 また、観光・リゾート産業が本県経済に及ぼす効果が高く、本県のリーディング産業であることをより一層県民が理解、認識し、また、県民にとって住み良い美しいまちづくりが、本県を訪れる観光客にも満足度を高めるとの認識に立ち、「美ら島」づくりに向け県民一人ひとりが積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>(2) 観光・リゾート業界の役割 観光・リゾート関連産業従事者は、時代の変化や観光客の多様なニーズに的確に対応した受入体制の整備や顧客サービスの向上に努めるとともに、ニーズに即した県産品の提供等、観光客が快適で満足できるサービスを提供することが重要である。 そのためには、観光・リゾート関連産業を担う人材の育成・確保はもちろん、産業間の連携・協力を図りながら、地域と一体となった魅力ある観光・リゾートづくりを行うことが重要である。 また、自然資源や歴史、文化資源等の保全と育成に留意しつつ、これらを貴重な観光資源として積極的に活用していくことが重要である。</p> <p>(3) 市町村の役割 市町村においては、地域の活性化・振興の観点から各々の地域に存在する地域資源の保全と育成に努めつつ、これらを観光資源として活用し、また、地域との調和を図った観光関連施設の整備、地域の個性を生かした誘客活動等を積極的に</p>	<p>時点修正</p>
---	---	-------------

<p>推進することが重要である。</p> <p>さらに、観光・リゾート関連産業従事者の自主的・主体的な取組みを支援するとともに、地域特産物の観光への利活用を促進する等関連産業を含めた観光振興の推進が重要である。</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>県は、美しい海と亜熱帯性の豊かな自然、沖縄独特の歴史・文化等本県の地域特性を活かし、国際的な海洋性リゾート地、国民の総合的な保養の場及びコンベンション拠点の形成を図り、観光・リゾート関連産業の持続的発展に向けた環境整備を推進する。</p> <p>このため、本県観光・リゾート振興の方向性の指針を示すとともに、県民、観光・リゾート関連産業従事者及び市町村の自主的・主体的な取組みを支援し、その連携・協力の下に各種施策の実現に努める。</p> <p>また、国際観光の振興をはじめ本県全体の観光・リゾートの振興にあたって、あらゆる分野が総力をあげて取り組む必要があることから、国の機関等とも連携しながら、全庁的な体制で取り組む。</p>	<p>推進することが重要である。</p> <p>さらに、観光・リゾート関連産業従事者の自主的・主体的な取組みを支援するとともに、地域特産物の観光への利活用を促進する等関連産業を含めた観光振興の推進が重要である。</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>県は、美しい海と亜熱帯性の豊かな自然、沖縄独特の歴史・文化等本県の地域特性を活かし、国際的な海洋性リゾート地、国民の総合的な保養の場及びコンベンション拠点の形成を図り、観光・リゾート関連産業の持続的発展に向けた環境整備を推進する。</p> <p>このため、本県観光・リゾート振興の方向性の指針を示すとともに、県民、観光・リゾート関連産業従事者及び市町村の自主的・主体的な取組みを支援し、その連携・協力の下に各種施策の実現に努める。</p> <p>また、国際観光の振興をはじめ本県全体の観光・リゾートの振興にあたって、あらゆる分野が総力をあげて取り組む必要があることから、国の機関等とも連携しながら、全庁的な体制で取り組む。</p>	
--	--	--

<p>(旧) 第2次沖縄県観光振興計画(平成17～19年度)</p>	<p>(新) 第3次沖縄県観光振興計画(案)(平成20～23年度)</p>	<p>備考</p>
<p><b>第2章 沖縄観光の現状と課題</b></p> <p>本章においては、観光立国に向けた国の取り組みなど、沖縄観光をとりまく情勢や環境、沖縄観光の現状及び課題等について整理する。</p> <p><b>1 観光立国に向けた国の取り組み</b></p> <p>現在、国においては、観光振興による経済の活性化に向けた各種の取り組みを進めている。グローバル化の進展や国際的な文化交流の役割の高まりなどを背景に、従来はモノづくりが中心であった日本経済においても、自然や伝統、文化など地域に根ざした資源を活用した、観光産業の重要度が増しつつある。</p> <p>観光産業は裾野の広い産業であり、旅行消費がもたらす他産業への需要創出や雇用創出等の経済効果が非常に大きいこと、また、地域の個性を活かした観光地づくりが地域振興の有効な手段となることなどから、国においては、平成15年7月に「観光立国行動計画」を策定し、観光振興に向けた様々な取り組みを官民一体となって推進している。</p> <p>&lt; 表省略 &gt;</p> <p><b>(1) 訪日促進を中心とする国際観光交流の促進</b></p> <p>我が国の外国人旅行者の受入者数が、日本人の海外旅行者数に比べ少なく、また、他国との比較においても極めて少ないことから、国においては、ビジット・ジャパン・キャンペーン、外国人旅行者受入体制の整備及び外国人旅行者の出入国手続きの円滑化等に取り組んでいる。</p> <p>「グローバル観光戦略」に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンについては、訪日促進の重点国・地域を絞り、各国・地域ごとの特性に応じた様々な事業を国や地方公共団体、民間団体が共同で取り組んでいる。</p> <p>平成15年度までには、重点国・地域ごとの特性把握やトップセールスによる訪日促進のPR、外国メディアや旅行社等の招聘、大規模な旅行博への出展、ウェブサイトによる観光情報発信システムの整備等を実施している。</p> <p>本県においても、国のビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携により、平成15年から外客受入人材育成事業インバウンドセミナーの開催やハネムーンツアー促進事業、韓国語版ゴルフ場ガイドブック作成事業、重点地域商品開発招聘事業等を実施しているほか、直行便を有する韓国、中国、台湾を中心に旅行博への出展や海外マスコミへの広告掲載など、訪日外国人の拡大に向けた取り組みを進めている。</p> <p>国においては人的交流を促進する観点から、韓国や中国からの修学旅行生及び香港からの短期滞在者に対するビザの免除を実施(H16年～)するとともに、台湾からの修学旅行生及び愛知万博などのイベント期間中における韓国や台湾からの観</p>	<p><b>第2章 沖縄観光の現状と課題</b></p> <p>本章においては、観光立国に向けた国の取り組みなど、沖縄観光をとりまく情勢や環境、沖縄観光の現状及び課題等について整理する。</p> <p><b>1 観光立国に向けた取り組み</b></p> <p>観光は、わが国の経済、人々の雇用、地域の活性化に大きな影響を及ぼすものであり、21世紀のリーディング産業であるとの認識から、現在、国において、観光立国に向けた取り組みが進められている。</p> <p>平成18年12月には議員立法により観光立国推進基本法が成立し、平成19年1月1日より施行されている。これは昭和38年に制定された旧「観光基本法」の全部を改正し、題名を「観光立国推進基本法」に改めることにより、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けてたものである。</p> <p>観光立国の実現に関する施策の基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に施策を講ずべきこと等を定めている。</p> <p>平成19年1月より施行された観光立国推進基本法に基づき、国は、平成19年6月に観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関するマスタープランとして観光立国推進基本計画を策定しており、同計画には、観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針や目標とともに、観光立国推進基本法で政府が総合的かつ計画的に講ずべきと示された施策等が定められており、今後、国はこの計画に基づいて、観光立国の実現に関する施策を推進していくこととなっている。</p> 	<p>国が進める観光立国の現在の状況を踏まえ、国交省資料に基づき、全面修正。</p>

光客に対するビザの免除を検討するなど、査証取得の規制緩和を着実に進めている。

<表省略>

## (2) 国民の観光旅行の促進

国内旅行の促進と旅行を通じた交流人口の増大による地域の活性化を図るため、旅の総合見本市である「旅フェア」の開催支援や電子媒体を活用した観光情報提供の高度化、公共交通機関や高速道路における多様な割引料金の提供と販売経路の多様化など、観光需要の喚起に向けた取り組みを進めている。

また、労働者の平均年間総労働時間は、おおむね減少傾向にあるものの、近年は横ばい傾向にある。国においては、有給休暇の取得促進や長期休暇制度の創設などに関する各種の委員会等が開催されているほか、祝日三連休（ハッピーマンデー）の増加、秋休みキャンペーンの実施、長期家族旅行国民会議の開催など、国民の余暇時間拡大に向けた取り組みを進めている。

## (3) 観光交流空間の形成

観光振興を進めるに当たり、地域固有の資源を活用した観光魅力の向上が必要となる。そのため、観光振興を成功に導いた「観光カリスマ」を選定し、その取り組みをHPによって紹介しているほか、観光カリスマを講師とした「観光カリスマ塾」を開催し、人材の育成に取り組んでいる。

また、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって、観光を軸とした地域づくりを進める観光交流空間づくりモデル事業を実施し、総合的・広域的な観光地づくりの支援を行っている。

さらに、文化遺産を活用した地域づくりや自然を活用した交流の機会づくり、高齢者・障害者等が楽しめる観光地づくりなど、観光地の魅力向上を図る各種の取り組みを進めている。

また、緑豊かで良好な景観の形成を図るため、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の景観緑三法を制定し（H16）、良好な景観に関する基本理念及び国等の責務を定め、良好な景観形成のための規制や支援等の仕組みの創設を図るとともに、屋外広告物を規制する仕組みの充実と、都市における緑地の保全、緑化、都市公園整備等を一層促進させるための制度の充実を図っている。

<表省略>

**観光立国推進基本計画の構成**

**第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針**

**第2 観光立国の実現に関する目標**

**第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策**

- (1) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
  - 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
  - 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
  - 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備
- (2) 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
  - 観光産業の国際競争力の強化
  - 観光の振興に寄与する人材の育成
- (3) 国際観光の振興
  - 外国人観光旅客の来訪の促進
  - 国際相互交流の促進
- (4) 観光旅行の促進のための環境の整備
 

観光旅行の容易化及び円滑化	観光旅行者に対する接遇の向上
観光旅行者の利便の増進	観光旅行の安全の確保
新たな観光旅行の分野の開拓	観光地における環境及び良好な景観の保全
観光に関する統計の整備	

**第4 その他、必要な事項**

※「工程表」を明らかにするととの観点から、施策毎に、具体的な目標年次を設定することも含めた内容としたい。

時点修正  
国内外と沖縄県の  
状況とを分離して  
記述

## 2 沖縄観光の動向

### (1) 入域観光客数

「平成16年観光白書」(国土交通省)によると、この1年間に国内宿泊旅行を行った国民の割合は54.1%である。国民1人当たりの国内宿泊旅行を行った回数は減少傾向にあり、特に「家事・帰省」と「兼観光」(家事・帰省、業務が主目的であるが、それに1泊以上付け加えて観光を行った旅行)での落ち込みが大きくなっている。一方、国際観光振興機構の暫定値及び推計値によると、平成16年の海外旅行者数は約1,683万人となり、円高傾向やゴールデンウィークの日並びの良さ、韓国ブームなどにより前年に比べ約353万人(26.6%)の増加となった。

このような中、本県への入域観光客数はおおむね好調に推移している。平成13年は、米国同時多発テロ事件により一時期落ち込んだものの、その後、官民一体となった誘客キャンペーンの展開や離島路線を中心とする航空路線の拡充、美ら海水族館などの大型観光関連施設の開設、大型コンベンションの開催、修学旅行の増加、沖縄人気の高まり、旅行商品の多様化などにより大幅に増加し、平成16年の入域観光客数は過去最高の515万人を記録した。

< 表省略 >

### ア 月別の動向

入域観光客の月別変動は、ボトム期における誘客キャンペーンの実施や修学旅行

### < 観光立国推進基本計画の概要 >

#### (1) 基本的な方針

国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに国民の海外旅行を発展  
将来にわたる豊かな国民生活の実現のため観光の持続的な発展を推進  
地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現  
国際社会における名誉ある地位の確立のため平和国家日本のソフトパワーの強化

#### (2) 観光立国の実現に関する目標

計画期間における基本的な目標

- \* 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。【平成18年：733万人】
- \* 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。【平成17年：168件】
- \* 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。【平成18年度：2.77泊】
- \* 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。【平成18年：1,753万人】
- \* 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度

の誘致、リゾートウエディングなど新規市場の開拓等によりボトム期が底上げされ、平準化が図られつつある。しかし、4月から6月のボトム期と夏のピーク期における乖離は未だ大きく、観光関連産業の健全育成や観光産業従事者の雇用安定を図るためにも、ボトム期におけるイベントの開催や新たな観光資源の開発など、さらなる通年化に向けた取り組みが求められている。

<表省略>

### イ 地域別の動向

平成15年の入域観光客数を地域別に見ると、航空輸送実績から約93.2%(480万人)の旅行者が沖縄本島を訪れているものと推定され、平成15年度の航空乗客アンケート調査の結果によると、その地域別内訳は那覇市49.7%(238万人)、北部47.3%(227万人)、中部38.4%(184万人)、南部26.8%(128万人)となっている。

また、平成16年における主要離島への入域観光客数は、石垣島72万人(平成13年対比+23.7%)、宮古島39万人(同+22.1%)、久米島9.5万人(同+8.0%)、座間味村8.5万人(同+6.3%)、渡嘉敷村9.6万人(同6.8%)となっており、相次ぐ台風の影響を受けているものの、リピーターの増加や離島人気の高まりを背景に概ね増加傾向にある。

<表省略>

### ウ 外国人観光客の動向

平成16年に我が国を訪れた外国人旅行者数は、国際観光振興機構の暫定値及び推計値によると、過去最高の614万人を記録し年々増加傾向にある。(前掲)

本県を訪れる入域観光客数の国内外別推移では、国内客は順調に増加傾向にあるものの、外国客は近年は伸び悩んでいる。そのため、入域観光客に占める外国人観光客の構成比も低く、平成16年においては、515万人の入域観光客数のうち、国内客は502万人で構成比97.5%、外国客は13万人で同2.5%となっている。

<表省略>

平成15年の訪日外国人の国籍別構成比は、韓国が28.0%で最も多く、以下、台湾15.1%、アメリカ12.6%、中国8.6%、香港5.0%となっており、近年は順位の変動はない。地域別では、アジアが全体の67.4%を占めている。

<表省略>

本県を訪れる外国人観光客の国籍別内訳では、台湾からの観光客が最も多く、平

までに30兆円にすることを目標とする。【平成17年度：24.4兆円】

その他の目標

次に掲げる、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策にあわせ、上記を含め計25の目標を設定している。

(3) 観光立国に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

観光立国の実現に関し、上記に掲げた目標を達成するため、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」、「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」、「国際観光の振興」、「観光旅行の促進のための環境の整備」の4つが示されている。

## 2 沖縄観光を取り巻く動向

### (1) 全国の観光の動向

#### ア 国民一人あたりの平均宿泊旅行回数

「平成19年版観光白書」(国土交通省)によると、平成18年度における国民1人当たりの国内宿泊観光旅行回数は、1.73回と推計され、対前年度比で2.3%の減となっている。また、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行宿泊数は、2.77回と推計され、対前年度比4.2%の減となっている

表省略

### イ 日本人海外旅行者数、訪日外国人旅行者数の推移

平成18年の海外旅行者数は、1,753万人となり、過去最高を記録した平成12年の1,782万人に次ぐ人数となった。また、平成18年の訪日外国人旅行者数は733万人(対前年比9.0%増)となり過去最高値を達成した。

訪日外国人を国・地域別にみると、アジアが525万人で全体の71.5%を占め、次いで北アメリカが100万人(13.7%)、ヨーロッパが80万人(10.9%)、オセアニアが23万人(3.1%)の順となっている。

表省略

### ウ 日本人海外旅行者の滞在期間比率推移

日本人の海外旅行者の旅行日数では、5日以内の比率は年々増加しているが、10日以内、20日以内の比率は年々減少している。